

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする(第13条)

民主党政権参議院議員の小西洋之さんは、自身のブログで「憲法13条がなぜ最も重要な条文なのか」と、「伊藤塾」で有名な

伊藤真さんの言葉を紹介しています。伊藤真さんは『国民主権』『基本的人権の尊重』『平和主義』の3原則を覚えさせられて、この3つを書かないとテストでは×だった、アメリカの友人との会話の中で、13条の大切に行き着いた」と言っています。

ところが、自民党憲法改正草案(2012年4月27日決定)は「公共の福祉に反しない限り」という当然のことをより明示的に規定しただけだと

現行憲法97条は、基本的人権を保障するところ

に最高法規性の根拠があることを示す規定となっています。この根本は、人が人である以上当然に認められる権利として人権を保障するというものです。そして、憲法12条では、自由と権利の保持のために「国民不断の努力」を求めていることとあわせて、権力の濫用に

対する抵抗権の意味合いも持っています。そして、「公共の福祉」という規定はすべての国民に平等に保障される人権相互の衝突を、それぞれの人権を尊重しながら具体的に調整する原理です。

一方、公益とか公の秩序は、国が決めることになるので、国民に倫理観を押し付け、国のいう「公益や公の秩序」に従うことが期待された条文です。明治憲法下、臣民の権利を法律の範囲内(法律の留保)とし、大幅な人権侵害が正当化されましたが、一時の権力が法律を制定し、従わせることが可能になりました。これは大阪で維新の会が進めてきた強権政治を連想させます。

根底には、国防軍をもち、海外での武力行使を可能にするため、人権の制約が必要になるための規定になります。軍事的要請が「公益」とされ、

第13条 幸福追求の権利

憲法をいかし実行しよう!

私たちのくらし・仕事と日本国憲法

6

府職労社会保障部長 田岡 康秀

説明しています。

世間でも「権利ばかり主張せず義務を果たせ」という話がよく出てきますので、そうなのかという気になってしまいました。

しかし、自民党のQ&Aによると「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであること」が必要とし、「天賦人権説に基づき規定を改める必要がある」と解説しています。

また、「公の秩序」とは「社会秩序」のことです。人々の社会生活に迷惑を掛けるはならないという当然のことをより明示的に規定しただけだと

みんなでいこう!!

おきプロNEXT



今年、6月「おきプロNEXT」(おきなわプロジェクトNEXT)が開催されます。全国の自治体で働く若者が1500人集まります。普段の旅行では、なかなか行けない場所や体験もできます。沖縄の基地問題などにも触れることもできます。マリンスポーツやシーカヤックなど、楽しい遊びも充実したイベントです。みんなで参加してたくさんの思い出をつくりましょう。詳細については、職場の組合役員もしくは府職労まで問い合わせてください。

日時：2014年6月13日(金)～15日(日)

参加費：29,800円
(自治労連セット共済・火災共済の既加入者および新規加入者は、さらに5,000円の割引があります)

宿泊先：
6月13日(1日目) リザンシーパークホテル谷茶ベイ
6月14日(2日目) ホテルサン沖縄



府職労定例法律相談のご案内

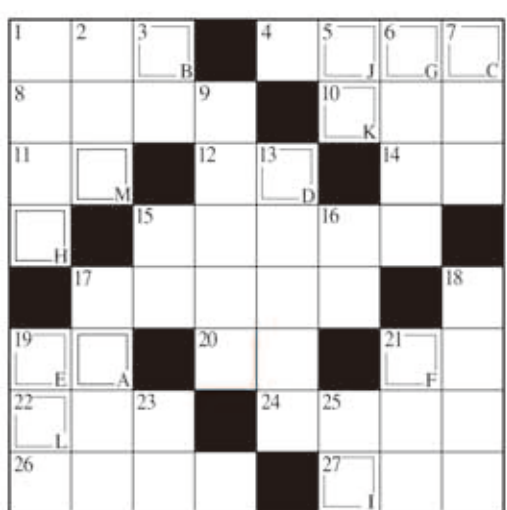
顧問弁護士 城塚健之 先生
5月13日(火) 午後2時～4時

府職労では、毎年6回、顧問弁護士による定例無料法律相談を実施しています。毎年1・3・5・7・9・11月の第2火曜日を予定しています。1回、1人30分、4名をメドとしています。●相談の申し込みは、5月12日(月)午前中までに電話(06-6941-3079)で府職労本部福祉法制部まで申し込んで下さい。*なお当日は、相談時間の10分前には、府職労本部書記局までお越しください。

読者のつぶやき
初めて差額を受け取る8年目の人を見て、橋下府政など歴代の悪政のせいで長期差額が無かったかと思うとまた腹がたつてくる。職場の中堅役

クロスワードクイズ

カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。

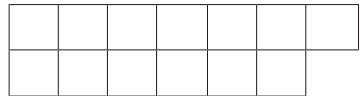


- タテのキー♡
- ① 王手飛車。何のゲーム?
 - ② 不利の対語
 - ③ 忍者と言えは甲賀か〇〇
 - ④ 〇〇をつかむような話
 - ⑤ 〇〇かたよった見解
 - ⑥ 教育の均等
 - ⑦ 実権を一手に—する
 - ⑧ 通入(なる)こ

- ヨコのキー◇
- ① 悠々と—を独走
 - ② よくない習慣
 - ③ 和菓子ではありません
 - ④ 門人、弟子と同義
 - ⑤ 〇〇二つのそっくりさん
 - ⑥ 台風の〇〇で風が強い
 - ⑦ 一年の〇〇は元旦にあり
 - ⑧ あいを調べるために試験的に運転すること
 - ⑨ 頭垢。何のこと?
 - ⑩ 赤い〇〇はいた女の

- ⑪ ビバルディ作曲「〇〇」
- ⑫ つや。プリの〇〇焼き
- ⑬ 漬物にする瓜、漬けた瓜
- ⑭ 島の住人
- ⑮ の四番打者、—産
- ⑯ 水性でなく—のペン
- ⑰ 文明の発展に〇〇する
- ⑱ 若々しく〇〇のある声
- ⑲ 子
- ⑳ 〇〇良可の三段階評価
- ㉑ 柔道を始めた—を語る
- ㉒ 空蝉。何と読む?
- ㉓ 地上に降った雨の量
- ㉔ 夜の暗闇。—に乗じる

【解答】



クロスワード 3月号の解答と当選者

答え=被災地の春は遠く

当選者

- 村山 美紀 (岸和田保健所)
- 高井みゆき (監査委員事務局)
- 北岡 佑輝 (北部流域下水道事務所)
- 湯浅 泰則 (北部流域下水道事務所)
- 岡田 敏男 (北部流域下水道事務所)

応募 府職労本部まで 締め切り 4月25日(金)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を呈呈します。①解答②お名前③支部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックス可)。当選者は、次の1日号で発表します。メッセージは、つぶやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。